

図1 課税所得による判定

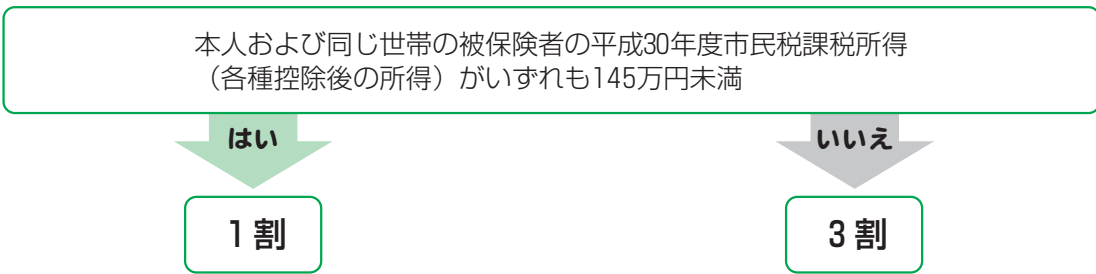
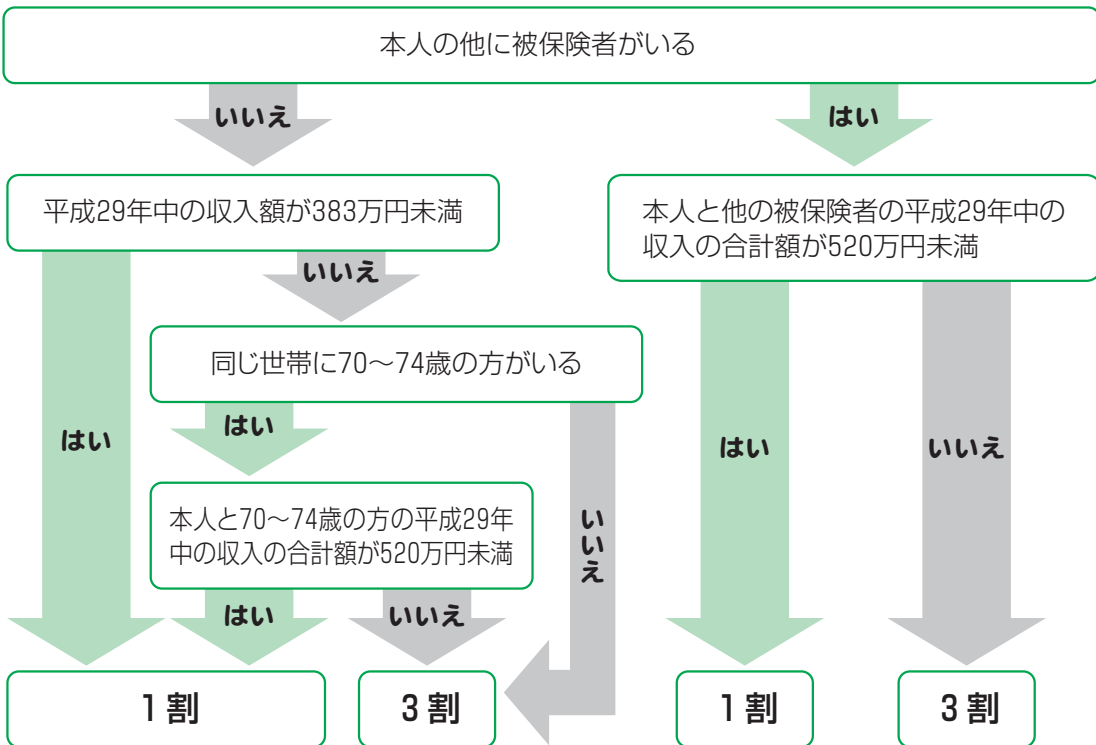


図2 収入金額による判定



※収入とは、所得税法上の収入金額で、必要経費や公的年金控除など差し引いた所得金額ではありません。

※確定申告したものは全て上図の収入金額に含みます。所得が0円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入金額となります。

後期高齢者医療制度被保険者証

担当 医療課
 ☎046(252)7213
 ☎046(252)7043

75歳以上の方が加入する医療制度で使用する後期高齢者医療制度被保険者証（以下、被保険者証）の有効期限は7月31日（火）です。新しい被保険者証がほしい方は7月中旬に簡易書留で郵送します。有効期限が切れた被保険者証（桃色）は、市役所1階医療課または各出張所へ返却するか、細かく裁断して破棄してください。

自己負担割合は、医療機関受診時に負担する自己負担割合は、毎年8月1日を基準日として図1

自己負担割合

2年間ですが、特別な理由がなく保険料の未納が続くと、有効期間に制限のある被保険者証に切り替わります。保険料の収め忘れにご注意ください。

○県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120

医療費通知

担当 ①について 国保年金課
 ☎046(252)7672
 ②について 医療課
 ☎046(252)7213
 ☎046(252)7043

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者へ、医療機関を利用した記録などを記載した医療費通知を、以下の通り封書で郵送します。

医療費通知は、確定申告の際に医療費控除の申告へ利用できるようになりますので、大切に保管してください。

○発送日 ①国民健康保険 ②後期高齢者医療制度

平成31年1月（7～11月）
 平成31年1月（1～10月分）
 3月（11・12月分）



国民健康保険限度額適用認定証

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 ☎046(252)7043

入院や高額な外来診療がある場合に1カ月の保険診療費が自己負担限度額までとなる国民健康保険限度額適用認定証および国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）の有効期限は7月31日（火）です。8月1日（水）以降に新しい認定証の交付を希望する方は、改めて申請してください。有効期限が切れた認定証は、市役所1階国保年金課または各出張所へ返却するか、細かく裁断して破棄してください。

新しい認定証の適用区分は、国民健康保険加入世帯員の所得に基づいて判定します。

○申請方法 8月1日（水）以降に有効期限の切れた認定証と保険証、印を直接担当へ

国民健康保険高齢受給者証

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 ☎046(252)7043

70～74歳の国民健康保険加入者に交付する国民健康保険高齢受給者証（以下、高齢受給者証）の有効期限は7月31日（火）です。新しい高齢受給者証は7月下旬に世帯主宛てに送付します。有効期限が切れた高齢受給者証は、市役所1階国保年金課または各出張所へ返却するか、細かく裁断して破棄してください。

また、75歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となるので、次回有効期限（平成31年7月31日）以前に75歳を迎える方の有効期限は誕生日の前日までです。

国民健康保険特定疾病療養受療証

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 ☎046(252)7043

慢性腎不全の認定を受け人工透析の治療を受ける70歳未満の方へ交付する国民健康保険特定疾病療養受療証（以下、療養受療証）の有効期限は7月31日（火）です。自己負担限度額の再判定を実施した後に8月1日（水）から有効となる新しい療養受療証を送付します。有効期限が切れた療養受療証は、市役所1階国保年金課または各出張所へ返却するか、細かく裁断して破棄してください。